

申 込 資 格

次の1から4までのすべての要件に該当する方は、申込書に必要事項を記入し、必要書類を整えて、受付期間内に西尾市役所建設部建築課へ直接提出してください。

1 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。

夫婦（内縁関係及び婚約中を含む。）又は親子を主体として独立の生計を営み、申込み者本人を含む家族の人数が2人以上であること。

親族とは民法上の親族を意味します。

入居指定日から1か月以内に申込書記載の家族全員が入居できる方でないとい申込みができません。

内縁関係にある方は、住民票に「未届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できる場合のみ、申込みできます。

離婚予定などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。
（入居指定日の前日までに離婚が確定しなければ、入居資格は無効とします。）

現に同居している親族を除いた申込みの場合は、除かれる親族が地方への転勤や就職又は結婚が決定している等による場合以外は申込みできません。この場合、勤務先等による証明が必要です。

現在別々に住んでいる方と一緒に申込みをする場合は、次のいずれかに該当しなければなりません。

申込日現在、申込者本人又は同居親族と税法上の扶養親族にあること。

婚約者（媒酌人等の婚約証明が必要）

独立して生計を営む二親等内の親族（申込者又は配偶者の父母、祖父母、子、孫）であり、住宅に困窮しているため現在同居できない状況にあること。

不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。母子世帯、父子世帯に関しましては、戸籍により親権が確認できる世帯とします。

申込みできない例	・ 兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く)での申込み
	・ ほかに扶養義務のある親族と同居する申込み
	・ 祖父母と扶養関係のない孫との申込み
	・ おじ、甥、いとこ等との申込み
	・ 友人、知人同士での申込み

出生や死亡の場合を除き、申込み後の同居親族の変更や婚約者の変更があった場合、申込みを無効とします。（死亡等で単身者となった場合は、入居者資格に適合していなければ当該申込みは無効とします。）

単身者の方は、原則として申込みできません。



申込みができる住宅に制限がありますが、次の1、2、3のいずれにも該当する方は、同居親族がなくても単身で申込みができます。

1 次のいずれかに該当する方

* 申込日現在で満60歳以上の方又は昭和31年4月1日以前に生まれた方

* 生活保護を受けている方

* 身体障害者.....障害の程度が1級から4級までの方

* 精神障害者.....障害の程度が1級から3級までの方

* 知的障害者.....障害の程度が精神障害の程度に相当する程度の方

* 戦傷病者.....恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障害のある方

* 原子爆弾被爆者...原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

* 引揚者.....海外から本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

* ハンセン病療養所入所者等...平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方

* 配偶者からの暴力被害者で、次のいずれかに該当する方

・ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

・ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

2 身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とするが、居宅において必要な介護を受けることができ、これにより単身入居が可能な方

3 戸籍謄本（外国人の方は独身証明書）により、婚姻関係がないことを確認できる方

2 現在、住宅に困窮していることが明らかなこと。

下表に挙げるような例に該当するような場合は、住宅困窮要件を満たしますが、原則として「物理的」に住宅に困っていることが要件とされ、理由によっては申込みできない場合があります。

住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。	住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている
他の世帯（親族を除く）と同居して著しく生活上の不便を受けている又は住宅がないため親族と同居することができない。	収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。
住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある	婚約しているが、住宅がないため結婚が延びている。
正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）	その他客観的にみて、住宅に困っていることが明らかなこと。

次に挙げるような例に該当するような場合は、「住宅に困窮している。」とは認められませんので申込みできません。

申込者本人及び同居予定者の中に持家のある方（共有名義の場合も含む。）がいる場合

ただし、持家を売却予定又は競売中であることが明らかな方は申込みできますが、所定の期限までに持家の引渡し又は売却許可の決定が無ければ、当該申込みは無効とします。

現在、公営住宅（県営、市営等）に入居されている方（一部例外があります。）

家主から正当な事由により立退き要求を受けているが、賃料不払等その他自己の責めに帰すべき理由に基づく場合

3 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。

申込日現在での申込家族全員の収入金額が、収入基準の計算対象となります。

婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

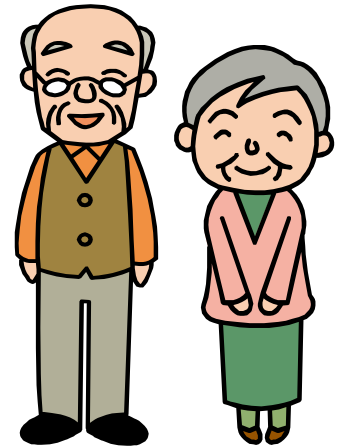
収入基準...原則階層世帯の場合 所得月額 158,000円以下

裁量階層世帯の場合 所得月額 214,000円以下

裁量階層対象世帯	資 格
高齢者世帯	申込者が、昭和31年4月1日以前に生まれた方又は60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた方若しくは60歳以上の方又は18歳未満の方である世帯
身体障害者世帯	申込者又は同居親族に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方がいる世帯
戦傷病者世帯	申込者又は同居親族に、戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が、特別項症から第6項症又は第1款症の方がいる世帯
精神障害者世帯	申込者又は同居親族に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1、2級の方がいる世帯
知的障害者世帯	申込者又は同居親族に、療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が中度以上（A1・A2・B1）の方がいる世帯
原爆被爆者世帯	申込者又は同居親族に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	申込者又は同居親族に、海外からの引揚者で引揚げから5年以内の方がいる世帯（引揚証明書の交付を受けている方）
ハンセン病療養所入所者世帯	申込者又は同居親族に、平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯
子育て世帯	同居親族に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯

収入基準の計算対象とならないもの

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、母子年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。



4 市区町村税を滞納していないこと。

5 暴力団員でないこと

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

申込みに必要な書類

1 市営住宅入居申込書（建築課に用意してあります。）

昼間連絡の取れる電話番号も併せ記入してください。（携帯電話でも結構です。）

2 収入を証明する書類

15ページの区分表により**該当する書類**を1部提出してください。

収入のある方全員について必要です。

申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

収入のある方に扶養されて	収入が全く無	扶養されていることを証明する右記のいずれかの書類	扶養親族名の記入された平成21年分給与所得の源泉徴収票の写し
			健康保険証の写し(カード型の場合本人及び被扶養者全員の方の写し。国民健康保険証は扶養関係が確認できないので不適當です)
			市長の発行する扶養証明書
			学生証の写し又は在学証明書
し収入が少	平成21年1月1日以前から現在の勤務先に引続き勤務している	平成21年1月2日以降に就職(転職)し、現在の勤務先に引続き勤務している	平成21年分給与所得の源泉徴収票の写し
			市長の発行する所得証明書(平成21年分収入)
			給与支払証明書

3 納税証明書又は完納証明書

市区町村税の最近2ヵ年分の納税状況を証明するもの。

非課税の方は、最近2ヵ年分の非課税証明書を提出してください。

4 入居を希望する家族全員の住民票

本籍及び筆頭者・世帯主・続柄が記載された入居希望家族の世帯全員のものを出してください。

住民票を申請する際には、必ず「**本籍・筆頭者・世帯主・続柄**の省略されていないもの」と言って申請してください。

単身入居申込の方についても同様で、個人のものでなく、世帯全員のものを申請してください。

婚約者の方や、内縁関係にある方についても同様に提出してください。

世帯分離している方は、分離世帯全員の住民票も同様に提出してください。

外国人の方は、登録原票記載事項証明書

該当する方に提出していただく書類

5 婚約により申込みをされる方は、婚約証明書及び婚約入居の誓約書

婚約証明書は、申込書裏面の**様式3**を使用してください。

婚約入居の誓約書は、別に建築課に用意してあります。

入居後に、入居後及び婚姻届手続き終了後の住民票を提出していただきます。



6 次に該当する方は戸籍謄本（改正原戸籍謄本が必要な方もあります。）

現在の状況及び死別・離婚が記載されている戸籍謄本を提出してください。

配偶者と死別・離婚された方は、戸籍謄本の交付を申請される際に、申請窓口で『現在事項及び死別、離婚事項が記載されているものが必要である。』と伝え申請してください。

単身者資格によって申込みする方。
両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みする方。
父子世帯・母子世帯で申込みする方。
内縁関係等で申込みする方。
別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方。
日本人と外国人との夫婦の方
住民票で続柄が確認できない方



7 その他必要に応じて指示する書類

心身障害者の方は、障害を証明する手帳の写し等
離婚調停中の方は、裁判所発行の事件係属証明書等

【当選された方で離婚が確定された方は、入居指定日の前日までに離婚届受理証明書又は離婚事項が記載された戸籍謄本を提出していただきます。母（父）子世帯の場合は、親権も確認します。】

賃貸住宅等にお住まいの方は、賃貸借契約書の写し（契約が切れている場合は、更新するか家主より賃貸証明書を貰ってください。）又は家賃の支払い済証明書等
持家処分により申込みされる方は、不動産の媒介契約書又は競売開始の証明書等。なお、この場合、入居指定日の前日までに売買契約書（引渡日が入居指定日の前日までのものに限る。）又は、売却許可決定の謄本を提出していただきます。

正当な理由による立退きの要求を受けている方は、立退き証明書

日本の慣習になじみのない方、日本語の理解できない方は、身元保証書

生活保護を受けている方は、生活保護扶助料の受給証明書

単身入居の方は、別に建築課に用意してある単身入居の入居者資格認定申立書

なお、単身入居の方で常時介護を必要とされる方は、介護保険の被保険者証の写しを併せて提出してください。

外国人の方は、必要により結婚証明書、独身証明書、出生届、死亡届等及びその日本語翻訳書

ハンセン病療養所入所者等世帯の方は、国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた方にとっては厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明書

配偶者から暴力を受けている方は、愛知県女性相談センター長、又は愛知県内の母子生活支援施設長の証明、地方裁判所の保護命令（接近禁止、住居からの退去）発効通知

その他、間取り図等特に指示する書類

1. 写しを出していただく書類は、その原本を提示していただきますので、申し込み時には、原本をお持ちください。
2. 受付後に行う書類審査の結果、不明な点がある場合は、受付後であっても事情に応じて必要な書類を提出していただきますので、ご承知おきください。
3. 提出書類の内容について、勤務先等への照会等実態調査を行う場合がありますので、ご承知おきください。
4. 受付後であっても、書類審査及び実態調査の結果、申込資格のないことが判明した場合は、入居申込は無効となります。

収入を証明する書類区分表

、 印の書類をすべて提出してください。なお、 印の書類により収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況 (就職時期等により提出して いただく書類が異なります)	申込月	市町村発行の所得証明書	源泉徴収票・確定申告書の控・市県民税申告書の控	給与支払証明書 (申込書裏面様式1)	月別証明書 (申込書裏面様式2)	年金証書の写し及び最近の年金振込通知書の写し	(税務署の受理印があるもの) 開業届の控	転職を証明する書類	扶養を証明する書類
給与所得者	前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	1~5月 6~12月								
	前年1月2日以降に就職(転職)し、申込日までに1年以上経過している方	1~12月								
	前年1月2日以降に就職(転職)し、申込日までの勤務期間が1年未満の方	1~12月								
	最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方	1~12月								
自営業者等	前年1月1日以前から引き続き営業している方	1~5月 6~12月								
	前年1月2日以降に営業開始し、申込日までに1年以上経過している方	1~12月								
	前年1月2日以降に営業開始し、申込日までの営業期間が1年未満の方	1~12月								
	最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方	1~12月								
その他	前年1月1日以前から年金を受給している方	1~5月 6~12月								
	前年1月2日以降に年金の受給を開始した方	1~12月								
	失業中の方	1~12月	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書、離職票の写し							
	生活保護受給者	1~12月	生活扶助料受給証明書							

(注1) 所得証明書(市区町村により名称が異なります。)

市区町村の税務担当課において、平成21年分総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる証明を受けてください。

(注2) 給与支給証明書(申込書裏面様式1)

の場合.....現在の勤務先で、申込み月の前月から過去1年間分の支払証明を受けてください。

(残業手当・賞与等を含む。)

の場合...現在の勤務先で、就職した月から申込み月の前月までの支払証明を受けてください。

(残業手当・賞与等を含む。)

(注3) 月別明細書(申込書裏面様式2)

の場合.....申込み月の前月から過去1年間分の所得を記入してください。

の場合...営業を開始した月から申込み月の前月までの所得を記入してください。

(注4) 源泉徴収票・確定申告書の控え.....平成21年分のもの。確定申告書控えは税務署の受理印のあるもの

